

# 高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーション企画提案公募実施要領

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公募する。

平成 30 年 12 月 27 日

一般社団法人せとうち観光推進機構  
会長 佐々木 隆之

## 1 業務内容

### (1) 業務名

高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーション

### (2) 業務目的

せとうち観光推進機構では香川県と連携し、高松空港における国際線の就航地におけるプロモーションについて、瀬戸内エリアに広げたプロモーションを実施し、拠点空港である高松空港を利用した広域エリアへの周遊促進につなげるとともに、より多様な利用が可能な路線である旨のPRを実施し、滞在時間の長期化を目指すもの。

### (3) 業務内容

別添、「高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーション仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおりとする。

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）までの間

### (5) 事業予算額

**4,000千円を上限**とする。（消費税及び地方消費税を含む）

### (6) 事務担当（問い合わせ先）

一般社団法人せとうち観光推進機構（担当：泉）

〒730-0011 広島市中区基町 10 番 3 号 広島県自治会館 2 階

電話 (082) 836-3217 FAX (082) 836-3218

電子メール 泉：s-izumi@setouchitourism.or.jp

## 2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすもの（複数者の集まるグループも可）とする。なお、グループの場合は構成者の全員が次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国の平成 28・29・30 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A」～「D」の等級に格付けられ、中国地域又は四国地域の参加資格を有する者であること、あるいは瀬戸内 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）のいずれかの県の入札参加資格を有すること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国土交通省中国運輸局長及び四国運輸局並びに瀬戸内 7 県の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11

年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。

### 3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 本要領及び仕様書、所定様式の交付

- ア 交付期間

平成 30 年 12 月 27 日 (木) から平成 31 年 1 月 17 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

- イ 交付場所

上記 1 (6) に記載の場所で直接受け取る、又は一般社団法人せとうち観光推進機構 (以下「機構」という。) 公式ホームページからダウンロードすること。なお、郵送による配付は行わないものとする。

- (2) 仕様書に対する質問について

仕様書の内容等に関して質問がある場合は、質問書【様式 1】の提出により、質問することができる。

- ア 提出先

上記 1 (6) に同じ

- イ 提出期限

平成 31 年 1 月 7 日 (月) 午後 5 時 (必着)

- ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。電子メールの場合、件名を「高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーションに関する質問」とし、送信後、提出先へ電話により受信の確認を行うこと。

- エ 回答方法

質問に対する回答は、平成 31 年 1 月 10 日 (木) までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

- オ その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

- (3) 提案書の提出期限及び提出方法

- ア 提出先

上記 1 (6) に同じ

- イ 提出期限

平成 31 年 1 月 17 日 (木) 午後 5 時 (必着)

- ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。電子メールの場合、件名を「高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーションに関する提案」とし、提案書を 1 つのファイルに統合のうえ、その容量は原則 **10MB 以下** とすること。なお、電子メールによる提出の場合には事前に電話により申し出ること。また、持参、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとし、発送後であ

っても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

#### エ 提案数

1者につき1提案とする。

#### オ 提出書類

提案参加者は、資料「高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーション企画提案書作成要領」に記載の添付資料とともに、上記2で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を1部添付し、提出しなければならない。

(ア) 企業概要及び業務に関する実績表【様式2】

(イ) 会社（代表者）の直近の財務諸表

(ウ) 入札参加資格審査結果通知書等の写し

#### カ 提案書の再提出及び取り下げ

提案書の再提出は、上記(3)イの提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。また、提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

#### キ その他

(ア) 提出された書類は、返却しない。

(イ) 提案書の部分的な差替えは、認めない。

(ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。

また、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(エ) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

## 4 最優秀提案者の決定

### (1) 審査方法

審査は、提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、一般社団法人せとうち観光推進機構の会長が選任した者をもって構成する審査会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。審査は、提案書の評価による書類審査とする。

なお、提案者が仕様書に定める条件を満たさない場合、審査を実施しない場合がある。

### (2) 提案書評価基準

評価項目については、「高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーション企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

### (3) 結果の通知（予定）

平成31年1月25（金）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

## 5 契約

### (1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、

契約を締結する場合がある。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約事項に関する規則  
一般社団法人せとうち観光推進機構財務規程等による
- (5) その他  
当該業務は「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」の活用を前提として実施する。

## 5 添付書類

- 本要領の添付様式1～3
- 企画提案書作成要領
- 仕様書